

(別紙)

## 地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱

### 第1 目的

本要綱は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」（平成元年法律第64号。以下「法」という。）及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則」（平成元年厚生省令第34号。以下「規則」という。）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金（「市町村交付金」と総称する。以下同じ。）の実施に関する基本的事項を定めるものである。

### 第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金（日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

#### (1) 面的整備計画の作成

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、住民にとって身近な日常生活圏域（法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。）を単位として、公的介護施設等（法第2条第2項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成することができる。

面的整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 面的整備計画の名称
- (イ) 面的整備計画の区域
- (ウ) 公的介護施設等の整備に関する目標
- (エ) 面的整備計画の期間
- (オ) (ウ) の目標を達成するために必要な事業に関する事項
- (カ) 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- (キ) 面的整備計画に基づく事業に要する費用の額
- (ク) 市町村交付金の額の算定のために必要な事項
- (ケ) 面的整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
- (コ) 面的整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- (サ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、ア（オ）に関し、介護予防拠点の整備事業のみ、又は、地域介護・福祉空間推進交付金に係る事業のみを盛り込んだ面的整備計画を作成することも差し支えないものとする。

## (2) 面的整備計画作成に当たっての留意点

ア 面的整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要であり、面的整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内とする。

イ 面的整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更に当たって、住民の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

ウ 面的整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

## (3) 面的整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて面的整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、計画期間の初年度の前年度の1月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

## (4) 面的整備計画の評価

市町村は面的整備計画に基づく計画期間が経過した後には、当該面的整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表するものとする。

## (5) 地域介護・福祉空間整備交付金の交付

### (ア) 対象事業

（1）ア（ウ）の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号並びに規則第4条、第5条及び第6条に定められた事業のうち次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

#### a 地域密着型サービスの拠点

- (a) 小規模多機能型居宅介護拠点
- (b) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- (c) 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- (d) 認知症高齢者グループホーム
- (e) 認知症対応型デイサービスセンター
- (f) 夜間対応型訪問介護ステーション

- b 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 介護予防拠点
- d 地域包括支援センター
- e 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

#### （イ）施設等の整備

（ア）の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。

#### （ウ）採択基準

地域介護・福祉空間整備交付金は、高齢者が介護を必要となっても住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められる中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い面的整備計画から優先して採択することとし、次の観点から評価を行う。

- a 別表1の市町村交付金採択指標の客観的指標（指標1～指標3）により、提出された各面的整備計画の評価点を算定する。
- b aにより得られた点数に、別表1の市町村交付金採択指標の政策的指標（指標4～指標10）による加算点を加えた総合評価点に基づき、予算の範囲内で優先順位の高い面的整備計画から順に採択することとする。

#### （エ）交付額の算定方法

##### a 算定方法

地域介護・福祉空間整備交付金は面的整備計画ごとに交付するものとし、面的整備計画に記載された施設等につき、別表2（1）の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、その額が1億円を超える場合は、1億円を上限とし、また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

##### b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が面的整

備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとし、その結果、交付額が1億円を超える場合も、1億円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

### c 豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、a及びbにより算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することとし、その結果、交付額が1億円を超える場合も、1億円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

d 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の着工時期に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(6) 地域介護・福祉空間推進交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。

a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース
- ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費

b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備

e 事業所の廃止等により必要なサービスが確保されない地域で行う事業

- ・訪問介護、訪問入浴介護等の事業立上げの初年度に必要な設備整備（事業所の所在する地域が、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条第1号に規定する指定ダムに係る水源地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかであるものに限る。）

#### (イ) 採択基準

(ア) の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5) (ウ) の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

#### (ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

#### (エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

#### (7) 繼続事業の交付

前年度に採択され、面的整備計画に記載された事業が翌年度以降も継続する計画については、様式第2号に当該年度の交付予定額を記入の上、地方厚生(支)局長へ提出するものとする。

#### (8) その他

ア 面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

イ (6)(ア)eについては、平成19年度限りの対象事業とする。

### 第3 優先すべき事項について

面的整備計画の作成に当たっては、次のものを優先的に計画に盛り込むこととする。

- (1) 施設入所者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改築を行うもの。
- (2) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- (3) 都市部における用地取得の困難性にかんがみ、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

- (4) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (5) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- (6) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (7) 地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくもの。

#### 第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

##### （1）介護療養型医療施設転換整備計画

###### ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

市町村は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標
- (ウ) 市町村における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ) の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施設等の名称等
- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他市町村が必要と認めた事項

###### イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。
- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。

(エ) 介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて介護療養型医療施設転換整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第3号による計画書を作成し、計画年度の前年度の1月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

（ア）対象事業

法第4条第2項第2号及び規則第6条第2号に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないとし、b及びcについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないとする。

- a 老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね $13\text{ m}^2$ 以上であるものでかつ、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 生活支援ハウス（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は沖縄振興特別措置法に基づくものに限る。）

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整 備 内 容
創 設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改 築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改 修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

#### （ウ）交付額の算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護療養型医療施設転換整備計画に記載された事業について、別表3（1）の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数（ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。）を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### （2）先進的事業整備計画

#### ア 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 先進的事業整備計画の名称
- (イ) 先進的事業の目標
- (ウ) (イ) の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- (エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

## イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。
- (イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更に当たっては、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

## ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号による計画書を作成し、計画年度の前年度の1月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

## エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

### （ア）対象事業

規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の（1）のエの（ア）a又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
- d 離島・へき地等特例支援事業
- 第2（6）（ア）eにより実施される事業

## (イ) 交付額の算定方法

### a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08